

## 江戸川区議会議員の報酬の特例に関する条例

### (報酬の額)

第一条 江戸川区議会議員の議長、副議長、委員会の委員長、副委員長及び議員の報酬の額は、江戸川区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十三号。以下「議員の報酬等条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める報酬月額から、議長及び副議長にあつてはその百分の五に相当する額を、委員長、副委員長及び議員にあつてはその百分の二に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

2 前項の規定は、議員の報酬等条例第八条の期末手当の額の算出については、適用しない。

### 付 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

### (説明)

議員の報酬の額の特例を定める必要があるので、本案を提出いたします。